

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和7年  
6月17日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

保安林の指定(森林整備課)

### ○公告

県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業(橋本換地区)の換地処分(農村整備課)

## 山口県告示第二百五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年六月十七日から同年七月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日鉄溶接工業株式会社

住 所 東京都江東区東陽二丁目四番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日鉄溶接工業株式会社光工場

所在地 光市浅江四丁目二番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (t/日)	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日	使用時間 間隔 時間
六五	六〇	令和七、 七、一三	令和七、 八、三二	令和七、 九、一	連続 二四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。



山口県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字西中山字安田ケ迫四の一、五から一一まで、字安田一〇〇〇二の一、一〇〇〇三、一〇〇〇六、一〇〇一二、一〇〇一三、豊田町大字城戸字安田ケ迫二二〇の一、二四二、二四三、一〇〇〇四、一〇〇〇六、一〇〇九〇、一〇〇九一、字大長ケ浴一〇〇〇四の五、一〇〇〇四の八、一〇〇〇四の九、字河内ケ浴一〇〇〇三

九 長門市渋木字河内三六二三、三六二四、一〇〇一七の四三、一〇〇一七の四八、字

車板一〇〇一七第五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字西中山字安田ケ迫六・八・字安田一〇〇〇三・一〇〇〇六・一〇〇一二・豊田町大字城戸字安田ケ迫二三〇の一・一〇〇九〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

長門市渋木字河内一〇〇一七の四三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）



(一一二) 県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業（橋本換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る橋本換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和七年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和七年五月二十九日

二 換地処分の内容

県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業（橋本換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

令和七年六月十七日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁